

平成19年度振動規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成20年12月8日（月）
 環境省水・大気環境局大気生活環境室
 直通 03-5521-8299
 代表 03-3581-3351
 室長 志々目 友博（内線 6540）
 補佐 山下 雄二（内線 6543）
 担当 永森, 近藤（内線 6546）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成19年度における振動規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（1）振動規制法の施行状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成19年度末現在、全国の市区町村の約69.0%に当たる1,253市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成19年度末現在で全国126,996件（前年度125,170件）であった。同法に基づく特定工場等に対する立入検査は174件（同160件）実施された。また、測定が83件（同83件）実施された結果、規制基準を超えていたものが10件（同18件）であり、法に基づく改善勧告及び改善命令は行われなかった（同0件、同0件）。この他、行政指導が173件（同167件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は、34,807件（同34,760件）であった。同法に基づく特定建設作業に対する立入検査は573件（同681件）行われた。また、測定が164件（同192件）実施された結果、規制基準を超えていたものは8件（同17件）であり、法に基づく改善勧告及び改善命令は行われなかった（同0件、同0件）。この他、行政指導が671件（同769件）行われた。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

（1）地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成19年度末現在1,253市区町村で、全国の市区町村数の約69.0%に相当する（表1）。

表1 振動規制法地域指定の状況（平成19年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	783	23	815	195	1,816
振動規制法地域指定	745	23	447	38	1,253
割合（%）	95.1%	100.0%	54.8%	19.5%	69.0%

(2) 規制の状況

(2)-1 工場・事業場に対する規制の状況

① 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成19年度末現在126,996件で、前年度(125,170件)より約1.5%増加している(表2)。また、特定施設の総数は872,257件で前年度(867,297件)より約0.6%増加している(表3)。

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが約32.5%と最も多く、次いで、圧縮機が約30.4%、織機が約15.7%の順となっている。

特定施設の内訳をみると、金属加工機械が約32.7%、織機が約30.2%、圧縮機が約21.4%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表3)。

表2 特定工場等総数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
特定工場等総数	122,460	125,170	126,996
対前年度比	1,256	2,710	1,826
(増加率)	(1.0%)	(2.2%)	(1.5%)
特定建設作業件数	32,680	34,760	34,807
対前年度比	1,616	2,080	47
(増加率)	(5.2%)	(6.4%)	(0.1%)

表3 法に基づく届出件数(平成19年度末現在)

表3-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,330	32.5%
圧縮機	38,588	30.4%
土石用破碎機等	3,986	3.1%
織機	19,996	15.7%
コンクリートブロックマシン等	879	0.7%
木材加工機械	2,581	2.0%
印刷機械	10,729	8.4%
ロール機	732	0.6%
合成樹脂用射出成形機	7,114	5.6%
鋳造型機	1,061	0.8%
計	126,996	100.0%

表3-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	285,122	32.7%
圧縮機	186,778	21.4%
土石用破碎機等	20,221	2.3%
織機	263,444	30.2%
コンクリートブロックマシン等	2,171	0.2%
木材加工機械	4,765	0.5%
印刷機械	38,405	4.4%
ロール機	3,796	0.4%
合成樹脂用射出成形機	61,535	7.1%
鋳造型機	6,020	0.7%
計	872,257	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成19年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定工場等に係る苦情212件(前年度189件)に対して、報告の徴収57件(同32件)、立入検査174件(同160件)、振動の測定83件(同83件)であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは10件(同18件)であり、振動防止に関する行政指導は173件(同167件)行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった(同0件、同0件)(表4)。

表4 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	苦 情	212
行政措置等	報告の徴収	57
	立入検査	174
	測定	83
	うち基準超	10
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	173

(2)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成 19 年度中の特定建設作業実施届出件数は 34,807 件(前年度 34,760 件)であり、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業 27,420 件(同 26,499 件)、くい打機等を使用する作業が 6,199 件(同 7,065 件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表 5)。

表5 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成18年度	平成19年度	
くい打機等を使用する作業	7,065	6,199	17.8%
鋼球を使用して破壊する作業	159	295	0.8%
舗装版破砕機を使用する作業	1,037	893	2.6%
ブレーカーを使用する作業	26,499	27,420	78.8%
計	34,760	34,807	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成 19 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情 730 件(前年度 826 件)に対して、報告の徴収 115 件(同 110 件)、立入検査 573 件(同 681 件)、振動の測定 164 件(同 192 件)であった。振動測定の結果、基準を超えていたものは 8 件(同 17 件)であり、振動防止に関する行政指導は 671 件(同 769 件)行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった(同 0 件、同 0 件)(表 6)。

表6 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	苦 情	730
行政措置等	報告の徴収	115
	立入検査	573
	測定	164
	うち基準超	8
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	671

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 19 年度の指定地域内の道路交通振動に係る苦情 225 件（前年度 292 件）に対して、振動の測定は 90 件（同 121 件）行われており、要請限度を超えていたものは 0 件（同 3 件）であった。また、道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は行われていない（同 0 件，同 0 件）。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 126 件（同 170 件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が 4 件（同 5 件）行われた（表 7）。

表7 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

苦 情		225
行政措置等	測 定	90
	うち要請限度超	0
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ要請	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	4
	要請以外の道路管理者への措置依頼	126